

役員選出細則

(目的)

第1条 この細則は、自治会規約第11条に係る役員を選出を円滑に行うために定める。

(役員選出管理委員会)

第2条 この細則に定める役員を選出に係る業務は、役員選出管理委員会（以下「委員会」）が管理する。

2 メンバーは現役員の前会長、副会長、及び会長が必要とした常任理事で構成し任期は就任時より、次の総会において次期役員が確定された時までとする。

(役員選出の手順と方法)

第3条 自治会役員を選出する手順と方法は次の通りとする。

(1) 常任理事候補者選出の場合

- ① 次年度留年者を除き定員の空いたポストの公募を行う。
自選、他選自由であるが、公募の募集要領は委員会が決める。
留任・再任は可能とする。
- ② 常任選出において公募にて充当出来ない場合は委員会が役員会及び自治会員の協力を得て責任をもって果たす。
- ③ 次期常任理事候補者全員の出席を求めて、委員会立ち合いのもとに、候補者全員の協議により担当を決定する。

(2) 理事候補者選出の場合

基本的には輪番制に基づく選出であるが、公募の時点から質問、疑問、役員からの要望などに対応し、丁寧な説明を行った上で選出する。この期間は12月中旬を目途に行う。

(3) その他

- ① 監事は役員経験者の中から選び兼任は出来ない。
- ② 関連外部団体への推薦役員は会員の中からその団体の活動目的に即した適任者を選考し同意を得て候補者とする。
- ③ それぞれの上記の結果をもって役員会に報告する。
- ④ 更に総会において役員選出議案の内容及び経過の説明を行い承認を求める。

(役員免除)

第4条 長期入院、長期療養、長期不在などやむを得ない事情により申し出があった場合、会長の権限で役員免除を行い、記録を残す。

(役員確定)

第5条 自治会の各役員は、総会で承認された時点で確定する。ただし、期の途中において役員の死亡、病気、退会などの事情により、その交代を余儀なくされる場合は、役員会の審議によりその後任者を決定し、特に異議がなければ確定とする。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改定は、役員会の決議事項とし、役員過半数の賛成をもって議決する。ただし、次の総会に報告し、総会の議決により修正を求められた場合には、それに従うものとする。

附 則 この細則は平成9年12月13日から施行する。

- 2 平成11年4月11日改定。
- 3 平成14年4月7日改定。
- 4 平成17年4月3日改定。
- 5 平成18年4月2日改定。

- 6 平成19年4月8日改定。
- 7 平成31年4月7日改定。
- 8 令和2年4月12日改定。
- 9 令和6年3月10日改定。